

00836

本書ノ大キサハ國定規格A5判

# 鳥取縣公報

縣  
令

昭和十六年七月十五日  
第千二百五十號  
火曜日

## ◆鳥取縣令第三十二號

昭和十三年四月鳥取縣令第十二號ノ自作農創設維持獎勵規程ヲ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 三 郎

第三條中第一項及同項第一號ヲ左ノ通改ム

獎勵金ハ左ニ掲タル費用ニ對シ之ヲ交付ス

一 個人ガ自作農地ト爲ス爲ニ行フ未墾地ノ開墾ノ工事費

第四條第一項ヲ左ノ通改ム  
第六條第一項ヲ左ノ通改ム

個人ガ自作農地ト爲ス爲未墾地ヲ購入シ且開墾シ又ハ其ノ所有スル未墾地ヲ開墾セントスル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルモノ

同條第二號第三號第四號ヲ削リ第五號ヲ第二號トシ以下順次繰上ゲ第十一號中「得ルモノトスルコト」ヲ「得ルモノトス」ニ改ム  
トス

第十一條削除ス

第十二條第一項中「獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル」ノ次ニ「個人又ハ」ヲ挿入シ第一號ヲ左ノ通改ム  
 一 事業計畫書 (資金ノ貸付ヲ受ケントスル場合 様式第四號)  
 奨勵金ノ交付ヲ受ケントスル場合 様式第二號)

第十九條中「第三條」ノ次ニ「第一號」ヲ「獎勵金ノ交付ヲ受クル」ノ次ニ「個人及」ヲ挿入ス  
 様式第一號中「職氏名」ヲ「住所」(職氏名)氏名ニ改メ

自作農創設開墾事業計畫ノ要領ハ削除ス

様式第三號中「職氏名」ヲ「住所」(職氏名)氏名ニ改ム

様式第六號中「職氏名」ヲ「住所」(職氏名)氏名ニ改ム

様式第七號中「職氏名」ヲ「住所」(職氏名)氏名ニ改ム

### ◆鳥取縣令第三十三號

昭和十六年二月鳥取縣令第七號青果物配給統制規則施行細則左ノ通改正ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八田三郎

#### 第一條ヲ左ノ通改ム

青果物配給統制規則第二條第二項及第三條第二項ニ依リ知事ニ於テ青果物ノ配給統制計畫ヲ承認シタルトキハ知事ノ指定スル  
 地區内ニ於ケル當該青果物ハ指定出荷者ニ非ザレバ之ヲ地區外ニ出荷スルコトヲ得ズ但シ販賣ヲ目的トセザルモノ又ハ特別ノ

00838

事情ニ依リ縣農會ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ非ズ

「第二條」ヲ削除ス

「第三條」ヲ第二條トス

「第四條」ヲ「第三條」トシ第二項中「委員ノ委嘱及解嘱」ノ次ニ「任免」ヲ加フ

「第五條」ヲ「第四條」トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

### ◆鳥取縣訓令第十五號

公私立中等學校長  
國民學校長  
青年學校長

學校綜合視察規程左ノ通定ム

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八田三郎

學校綜合視察規程

第一條 學校綜合視察ハ學校教育各般ノ事項ヲ綜合的ニ視察シ其ノ刷新振興ヲ期スルヲ以テ目的トス  
 第二條 學校綜合視察ハ每年學校ヲ選ビ學務部長之ヲ行フ

第三條 総合観察ニ當リテハ關係職員中ヨリ観察官附ヲ命ジ之ヲ輔佐セシム、別ニ學識經驗アル者ノ中ヨリ観察委員ニ委嘱シ之ヲ輔佐セシムルコトヲ得

第四條 観察スペキ事項概ネ左ノ如シ

一 御影 詔書 勅語謄本ノ奉護ニ關スル事項

二 國體ノ本義徹底ニ關スル事項

三 施設經營一般ニ關スル事項

四 校風校規ニ關スル事項

五 訓育ニ關スル事項

六 教授ニ關スル事項

七 體育運動ニ關スル事項

八 學校教練ニ關スル事項

九 養護並ニ學校衛生ニ關スル事項

十 校外指導ニ關スル事項

十一 學校設備ニ關スル事項

十二 教員ノ組織活動及修養研究ニ關スル事項

十三 事務處理及會計經理ニ關スル事項

十四 青少年團及學校報國團ニ關スル事項

十五 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 観察官視察上必要ト認ムルトキハ日課ヲ變更シテ授業ヲ爲サシメ生徒兒童ニ付考査ヲ行フコトヲ得

第六條 視察ヲ終リタルトキハ學校長以下職員ニ對シ意見ヲ開示シ必要ト認ムルトキハ適當ナル措置ヲ爲サシム

00840

## 告 示

附 則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ◆鳥取縣告示第五百七十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 称 鳥取縣左官材料商組合  
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ左官材料ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

00839

00841

品 名

單位

販賣業者販賣價格

備 考

左官材料用板布海苔一號  
(銀杏草一等品)

一貫

五圓

山 口 縣 產

左官材料用貝殼灰  
(黑葉)

同

四、八〇

同

本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ包装費荷造費ヲ含ムモノトス但シ貝殼灰ハ生產地市町村以外ノ地ニ在リテハ三十五匁入一  
俵ニ付三十五錢ノ範圍内ニ於テ生產者ヨリノ引取運賃諸掛ノ實費ヲ加算スルコトヲ得

(口) 實施ノ日 昭和十六年七月十五日

昭和十六年七月十五日

- 四 認可ニ附シタル條件
- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第五百七十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣左官材料商組合

(ロ) 地區 鳥取縣二圓

二 構成員タル資格  
地區内ニ於テ建築左官材料ノ販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	品種	規格	單位	卸賣價格	小賣價格
專賣特許風呂底	島根縣產	直徑一尺七寸足付竹製	一枚	一圓〇九五	一、三〇〇
同	同	直徑一尺六寸足付竹製	一枚	一〇七三	一、二八〇
(ロ) 實施ノ日	昭和十六年七月十五日				

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲記スベシ

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ  
非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

00843

一組合ニ準ズルモノノ名稱及地區

(イ)名稱 鳥取縣副業協會

(ロ)地區 鳥取縣二圓

## 二、構成員タル資格

地區内ニ於テ副業品ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者

三、統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ)額 左記ノ通

(ロ)實施ノ日 昭和十六年七月十五日

## 四、認可ニ附シタル條件

(イ)價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
(ロ)認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

種別	規格	單位	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格	備考
革 袋 (七島草履表)	三等 二尺五寸未滿ノモノ 並巾物 長七寸二分以上	同 一足	四〇	一〇〇	以下本縣產
竹皮草履表	小巾物 長七寸二分未滿 並巾物 長七寸二分以上	同 同	一八	八〇	
藤 李 組 裏	小巾物 長七寸二分未滿 巾 五 分 以 上	同 六尺	一五	六〇	
ワ ラ ビ 粉	一貫	一枚	四三〇	一〇〇	
薬 補	打 掛	同 同 同	一〇〇	一〇〇	
草 葵 (ひねり葵)	上 長 一 尺 五 寸 以 上 並 長 一 尺 五 寸 未 滿	一 貫 同	一、三〇 一、五〇 一、八〇 一、五〇 一、二五 一、九〇 一、五〇	一、一五 一、五〇 一、八〇 一、五〇 二、二五 二、九〇 二、五〇	
竹 皮	腰 付 丸	同 同 同	一〇〇	一〇〇	

◆鳥取縣告示第五百七十四號

因伯牛犢生產檢查規則第一條ニ依ル生產檢查ヲ左ノ通施行ス 依而昭和十六年五月十日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢本表價格ハ賣主庭先又ハ店先渡價格ニシテ包裝費荷造費ヲ含ミタル價格トス

革袋 (七島草履表)	三等 二尺五寸未滿ノモノ 並巾物 長七寸二分以上	同 一足	四〇
竹皮草履表	小巾物 長七寸二分未滿 並巾物 長七寸二分以上	同 同	一八
藤李組裏	小巾物 長七寸二分未滿 巾 五 分 以 上	同 六尺	一五
ワラビ粉	一貫	一枚	四三〇
薬補	打掛	同 同 同	一〇〇
草葵 (ひねり葵)	上長 一尺五寸以上 並長 一尺五寸未滿	一貫 同	一、三〇 一、五〇 一、八〇 一、五〇 一、二五 一、九〇 一、五〇
竹皮	腰付丸	同 同 同	一〇〇

ヲ所定ノ検査所ニ奉付ヶ検査ヲ受クベシ

昭和十六年七月十五日

00845

検査期日

検査場所

鳥取縣知事

八

田

三

郎

奉付時間

七月十五日

東伯郡竹田村下西谷

竹田村ノ内

下西谷、下畠、大谷

午前九時

同

郡竹田村穴鴨

竹田村ノ内

下西谷、下畠、大谷ヲ除ク

午前十時

同

郡旭村曹源寺

旭村ノ内

曹源寺

午後一時

同

郡旭村大河内

旭村大河内

午前九時

同

郡旭村家畜市場

旭村大河内ヲ除ク

午前十一時

同

郡小鹿村高橋

小鹿村

午前九時

同

郡三徳村坂本

三徳村

午後二時

同

郡山守村役場

山守村

午前九時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前九時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前十一時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前九時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前九時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前九時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前九時

同

郡郡守村役場

郡守村

午前十一時





00851

氣いし	六六	田中靜江	氣高郡寶木村 因州製紙株式會社寶木工場	一五、一〇、一一 一六、四、四
米よ二、六五四	友森重知	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一五、三、二一 一六、三、一六	
同	七八八	八本喜則	同	一二、九、二八 一六、三、一五
岩い	八八八	溝口光好	岩美郡小田村 日本製紙株式會社岩美鑛山	七、一、一、一八 一六、二、一
八た	五	西尾房子	八頭郡佐治村 竹本抄紙工場	一〇、八、一〇 一六、二、一〇
鳥うち	一八	市川長藏	鳥取市丸山 上田製絲場	七、八、一〇 一六、二、一〇
米いは	三九四	野内芳松	米子市祇園町 石黒造船所	一六、二、一九 一六、五、一
鳥ちち	三一	福田豊治	鳥取市東品治 西伯郡境町	一五、二、一三 一六、三、二一
西にし	三六	柏原岩夫	西伯郡境町 中央木履製造合資會社	一五、二二、二〇 一六、五、一五
西にち	三一	門脇益次	西伯郡境町 西ヶ崎鐵工所	一三、五、一 一六、六、一〇

00852

西には	五四	煩石保	西伯郡外江村 日本海木材株式會社	一六、四、一六 一六、六、一三
米ひ	三五四	山崎統祥	米子市東町 日本丸自動車株式會社米子支社	一三、三、二五 一六、六、六
米はは	一四六	砂原弘治	米子市錦町三丁目 八田鐵工所	一四、一八、二八 一六、五、一四
東すめ	七	原春子	東伯郡小鴨村 杉本製綿所	一五、一、一八 一六、六、五
西いた	六九	青木金作	西伯郡境町 板倉商店境工場	一五、五、八 一六、三、一〇
日わ	二〇三	篠野隆治	日野郡多里村 日本クローバー工業株式會社若松鑛山	一五、一〇、二五 一六、四、一五
氣に	四、〇一九	福井正秋	氣高郡湖山村 日本製絲株式會社湖山工場	一五、一〇、一四 一六、六、二五

## ◆鳥取縣告示第五百八十一號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無效トス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00854

並交縣付	昭和十六年七月四 百日鳥取縣告示第五 務出張所管 稅檢査章返納於財	昭和十六年六月十 七日鳥取縣告示第 四百九十六號冰ノ 販賣價格中	二三	三三	八行目	バナナ 同 ○、一七
		二八	三三	三三	十月ヨリ翌年十二月迄	バナナ 百匁 ○、一七
		九行目ヨリ 二二行目マデ	二二行目マデ 小賣價格	生產者販賣價格 工場渡 一角(大貫) 一五、圆 一貫 〇、〇、三〇、〇、二〇、〇、二〇 同 小口賣營業	生產者販賣價格 工場渡 一角(大貫) 一五、圆 一貫 〇、〇、三〇、〇、二〇、〇、二〇 同 小賣價格	生產者販賣價格 工場渡 一角(大貫) 一五、圆 一貫 〇、〇、三〇、〇、二〇、〇、二〇 同 小口賣營業
五	四	一二行目	一二行目	醫 師 倉 重 晉	醫 師 倉 重 晉	醫 師 倉 重 晉
六 行 目		一三行目		北 山 三 郎	北 山 三 郎	北 山 三 郎
鳥 取 縣 財 務 出 張 所				解屬 醫 師	醫 師	醫 師
				北 山 三 郎	北 山 三 郎	北 山 三 郎
				晉	晉	晉
鳥 取 財 務 出 張 所						

00853

被保險者證番號		被保險者氏名		工場事業場又ハ事務所所在地名稱		無効トナリタル被保険者證交付年月日	
區別	頁	同鳥に	植木芳子	鳥取市東品治町	株式會社丸由百貨店	一五、五、三〇	一六、五、二八
段及行目	一行	角谷五郎	鳥取市西町	株式會社日本海新聞社	一五、六、六	一六、四、三〇	一五、五、三〇
正誤	昭和十五年	大野可夫	鳥取市東品治町	株式會社丸由百貨店	一六、四、五	一六、五、二〇	一六、六、九
誤	昭和十五年	石原堅明	米子市東倉吉町	株式會社米子銀行	一五、五、三〇	一六、五、一五	同米よは
正	昭和十六年	レモン	レモン	レモン	一五、五、三〇	一六、五、二五	二三
別	昭和十六年五月第三	同	同	同	一五、五、三〇	一六、五、二五	七行目
區	昭和十六年五月第三	四百四十九年六月六日鳥取縣四四號告白販賣價格示中榮第十四	四百四十九年六月六日鳥取縣四四號告白販賣價格示中榮第十四	四百四十九年六月六日鳥取縣四四號告白販賣價格示中榮第十四	同鳥まい	同鳥に	同

00855

## 飼料肥料の増産は

## 銃後國民の重要任務

自給增產報國運動

農務課

支那事變は既に滿四ヶ年を経過し、しかも世界の情勢はいよいよその複雑性を増大して今やその前途は逆賄するに難く、事態は益々長期戦の覺悟を固くせねばならなくなつてゐる。

肥料の不足は輸入關係等によつて未曾有の難關に立ち食糧増産に伴ふ肥料供給の増加が要請せられるに對して今日程自給肥料の必要を痛感される時代は嘗てない。

これと共に又重要な問題は飼料である。有能軍馬資源の涵養を

始め一般畜産の増殖は刻々にその重要性を増してゐる今日、その原動力たる飼料、特に濃厚飼料はまことに窮屈なる事情にある。これらの難關を開拓克服して、時局下に於ける飼料肥料の増産を遂行することこそ、現下銃後國民の最重要任務といはねばならぬ。然るにこの肥料及び飼料問題の解決策として、最も好適にして手近な方法は山野草の利用といふことである。元來我が國では既に往古から、肥料にも飼料にも共に山野草はその最たるものであつて、初夏から初秋に於ける農家の毎朝の行事として「朝草刈り」が行はれ、老も若きも星を戴き露に濡れて山野草の採集に懸命の努力を拂ひ、朝食前の一荷の草刈りは中年以上の農夫の記憶に新なるところである。然るに大正年代頃より金肥及び濃厚飼料の使用奨励とその入手の容易であつたことは、遂に農村からこの「朝草刈り」の美風を滅ぼせしめるに至つた。

その結果田畠は有機質の缺乏を來して地力の低下を招き、牛馬は濃厚飼料の多給によつて却つてその健康を害し疾病を誘發せしめるにさへ至つた。そこに今次の金肥及び飼料輸入の不圓滑である。考へ方によつてはこれは天が我が農家に山野草使用の必要を

農林省に於ては今回「飼料肥料自給増産報國運動」を企圖せられ、乾草の増産に依る飼料の自給及び草刈による堆肥の増産を中心として精神的啓蒙及び實行運動を行ふことゝせられたのは眞に機宜を得た好策として、縣民一同擧つてこれが積極的なる協力を邁進しなければならぬのである。全縣下の農家は素より、學校團體等もこの運動の趣旨を諒し、勤勞報國の精神を以てこれが得ない。

堆厩肥の増産については既に昭和十四年度に於て「堆肥増産三ヶ年計畫」を樹立し、昭和十四年より今年まで三ヶ年間に毎年堆厩肥を六億貫、三ヶ年を以て十八億貫の増産を期し、本縣に於ては現在一億一千萬貫の堆厩肥を二割増産し本年度目標を一億三千萬貫に置き之が達成を期することにして居る。その増産數量は農家に於て各戸二割増産を期して完遂することとなつてゐるのである。今度もこの堆厩肥増産三ヶ年計畫達成の一翼たらしめて、今回の運動もこの堆厩肥増産三ヶ年計畫達成の一翼たらしめようとするものである。

又飼料の自給に關しては、山林原野の生産物及び農産副生産物にして飼料として自給し得る給源は決して尠くないのであるから

乾草の増産を中心として組飼料総量五十萬噸（乾燥量）の自給増産を行ふことを目標とし、本縣に對しては乾草七千二百噸の増産が割當てられてゐるのである。本縣割當の七千二百噸は、これを完遂すれば本縣に於ては家畜飼料としては別に他よりの購入を行はないでも、これを以て充分に縣内の需給を果し得る程度のものなのである。

なる時期が存在するわけであるから、よく考慮してなるべく適期にこれを採集するやうに努力したいものである。

これが実施の企畫主体としては、中央に於ては農林省關係局課がこれに當り、地方に於ては地方長官の下に地方廳關係職員が企畫するものであつて、主催者は農業報國聯盟及び各地方支部であるが、帝國農會、帝國馬匹協會、中央畜產會、府縣農會、畜產組合聯合會が協力体となり、その他各種團體の協賛によつて實施する。

四  
事  
業

全國數ヶ所に地方別協議會を開き、又

00857

其の地域内の關係者に本運動の趣旨及び事業計畫内容を説明して實行計畫に關して協議を行ふ。而してこれが實行運動としては

## 1 一般に對する指導

地方企畫主体は各團體と協力して市町村毎に實施計畫を樹立せしめ、農民の精神的奮起を促して實行に努めるものであつて、市街地の勤勞團體も事情の許す限り農村に於ける本實行運動に協力せしめる。

## 2 勤勞團體の乾草調製作業に對する指導

青少年團、中等學校、國民學校の生徒、婦人團體、部落團體等について乾草調製勤勞作業を獎勵する。調製乾草は地元に優先的に利用するを原則とするが、出征家族、並びに遣家族等つて飼料の不足する地方に適宜供給の途を講ずる場合もある

## 3 堆肥増產強調

本運動實施期間中に於て「堆肥增產一齊實行運動」を施行して部落團體を總動員し、青少年團、青年學校、國民學校等の勤勞奉仕と相俟つて堆肥の増產を圖る。

## 4 趣旨普及宣傳

ラジオ放送、新聞雜誌、ポスター、パンフレット其の他の適當なる方法により本運動趣旨の普及宣傳が行はれる筈である

00858

實施することとなつた。

本運動は時と所とを問はず誰にでも行ひ得るものであり而も簡單で有効な運動であつて、之が生活化は國防國家体制建設の途上極めて緊切要務と云はなければならぬ。

先づ最初に鳥取市から實施することにして米子市、倉吉町の部は第二次に、一般町村の部は第三次に實施することになつてゐる。即ち鳥取驛から若櫻街道廻り縣廳まで、鳥取驛から智頭街道廻り裁判所までの距離測定を行ひ、厚生省の示す一般大人（無荷物）平地歩行の歩幅及速度を標準として鳥取驛から縣廳まで千三百五十五步（千六百九十九步）を十三分三十秒で歩き、又鳥取驛から裁判所まで五千五百米（千八百七十五步）を十五分で正常歩するのである。

## ◎ 行旅死亡人

一本籍、住所、氏名、職業、年齢不詳

一 推定年齢 五十歳位

一 男女ノ別 男 子

一 身丈 五尺位

一 頭髮(人相特徵) 顏細長、鼻高、頭髮中、體格瘦セタル者

一 着物 木綿シャツ一枚、メリヤスシャツ一枚、縞絆天

一枚、胴巻一枚、所持金ナシ

一 死亡地 北會津郡門田村大字回川字中島部落熊野神社境

内ニ於テ凍死シ居ルヲ發見、檢視済ノ上引渡シヲ受ケ假歩) を六分間、同じく郵便局までの一千五十五米(一千三百十步) を十分三十秒で歩くことになつてゐる。(参考一般成人女子の(無荷物) 平地歩行の歩幅及速度は七十五一八十七センチで一分間百二十歩乃至百三十歩なり)

尚ほ本運動は新聞、ラヂオ等で宣傳するの外レコード販賣店、

以上今回飼料肥料自給増產について全國的に實施せられる報國運動の概要を記したのであるが、切に各位の奮闘努力によつてこの飼料肥料の増産確保に邁進し、我が國未會有の難局打開に努めるやう萬全の計畫とその遂行を期待する次第である。

歩け！歩け！大いに歩け

## 正常歩獎勵大運動 先づ鳥取市から實施

(社會教育課)

歩け歩け、歩け歩け  
東へ西へ歩け歩け  
道なき道を歩け歩け

歩けの運動は國民体力向上の目的から早くより提唱せられてゐる新聞、ラヂオ等で宣傳せられてゐるところであるが、歩くにしても唯漫然と歩くのみではなく、正常歩に依つて國民の身体的訓練と精神的修養を圖る一方、正確なる距離測定訓練をも併せ行はしめるため、今回縣では全縣下に之が正常歩の一大運動を提唱

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

00859

## ◎行旅死亡人

一職業

不詳ナレドモ一見乞食體

一本籍 住所、氏名不詳、推定年齡二十五、六歲  
 一男女ノ別 男子、轢死體  
 一身丈 五尺二寸位

一人相 一着衣 頭形ナシ  
 一着衣 頭形ナシ

一所持品 ナシ  
 一取扱概況

身長四尺九寸位、丸顔、色黒ク頭頂禿ゲ白髮薄  
 ク目トラホーム、鼻、口、耳普通  
 紺ノ單衣、メリヤスノ襦絆、モスリンノ合半巾  
 帶麻裏草履

ヤツ、茶色ラシキチヨツキ、黒ラシャジヤンバー革製バ  
 ンド、足袋、駒下駄、各半足何レモ破レテ使用シ得ザル  
 二付死體ト共ニ埋葬セリ

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

右ハ昭和十六年四月十三日午前一時頃當村字北向地内鐵道線路ニ  
 テ轢死シ居リタルヲ發見檢視済ノ上引渡フ受ケ假埋葬ニ付シタリ  
 一取扱者 福島縣安對郡油井村長  
 一遺留品 ナシ

六月十三日鳥取縣西伯郡所子村大字清原字新田  
 原三五二番地ニ於テ死亡現場ニ假埋葬ス

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

## ◎行旅死亡人

一取扱者 鳥取縣西伯郡所子村長  
 一本籍住所 不詳  
 一氏名、年齢 不詳、推定年齡七十歲位  
 一性別 女

發行者 鳥取縣鳥取東町  
 印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
 鳥取刑務支所

昭和十六年七月十五日印刷  
 昭和十六年七月十五日發行